

## 目 次

第 1 章 総論	・ ・ ・	8
1 計画策定の趣旨		
2 計画の性格と役割		
3 計画の期間		
4 国の基本方針、県総合計画等との関係		
第 2 章 廃棄物の現状と課題	・ ・ ・	10
第 1 節 本県の社会経済等の概況	・ ・ ・	10
第 2 節 一般廃棄物の現状と課題	・ ・ ・	11
1 ごみの排出・処理の状況及び将来予測		
2 し尿の排出・処理の状況及び将来予測		
3 一般廃棄物処理施設の状況		
4 ごみ処理広域化の状況		
5 一般廃棄物処理の課題		
第 3 節 産業廃棄物の現状と課題	・ ・ ・	21
1 産業廃棄物の排出・処理の状況		
2 産業廃棄物の再生利用の状況		
3 産業廃棄物の将来予測		
4 産業廃棄物処理業者及び処理施設の状況		
5 産業廃棄物の広域移動の状況		
6 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の状況		
7 産業廃棄物処理の課題		
第 3 章 廃棄物処理の基本方針・目標及び関係者の役割	・ ・ ・	32
第 1 節 基本方針	・ ・ ・	32
第 2 節 計画の目標	・ ・ ・	33
1 一般廃棄物		
2 産業廃棄物		
第 3 節 関係者の役割	・ ・ ・	33
1 県民の役割		
2 事業者の役割		
3 処理業者の役割		
4 市町村の役割		
5 県の役割		

第 4 章 主要な施策	・・・	36
第 1 節 ごみゼロ型社会形成への県民運動の推進	・・・	36
1 県民推進会議の設置・運営		
2 情報公開と住民参加		
第 2 節 一般廃棄物対策	・・・	37
1 ごみの排出抑制・リサイクルの推進		
2 一般廃棄物の適正処理及び広域化の推進		
3 災害廃棄物の適正処理		
4 し尿処理及び生活排水対策		
第 3 節 産業廃棄物対策	・・・	39
1 産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進		
2 産業廃棄物の適正処理の推進		
3 産業廃棄物の個別処理の方針		
4 産業廃棄物処理施設の確保		
5 公共関与の推進		
第 4 節 不法投棄等不適正処理の防止	・・・	45
1 監視指導体制の整備		
2 啓発及び連携		
3 現状回復の方策		
第 5 章 その他配慮すべき事項	・・・	46
1 環境学習、環境教育の推進		
2 技術開発、調査研究の推進		
第 6 章 計画の推進と進行管理	・・・	47
1 推進体制		
2 進行管理		

<参考資料>

- 1 国の基本方針（要約）
- 2 熊本県総合計画、環境基本計画等（要約）
- 3 一般廃棄物に関する目標値
- 4 産業廃棄物に関する目標値
- 5 産業廃棄物の発生及び処理状況の概要に関する用語の定義

## 第 1 章 総論

### 1 計画策定の趣旨

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動の拡大は、物質的な豊かさをもたらす一方で、ごみ排出量の増大や質の多様化、ダイオキシン対策や最終処分場の確保など廃棄物問題に深刻な影響を及ぼしています。このため、このような経済社会システムやライフスタイルを見直し、廃棄物の発生を抑制し、減量化とリサイクルを推進することにより、環境への負荷が少ない循環型社会への転換が求められています。

こうした中、国では、循環型社会を構築するための基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、これまでの「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）」、「特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）」に加え、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下、「食品リサイクル法」という。）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）」など法制度の整備が図られてきました。

こうした廃棄物を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、本県においても、熊本県環境基本条例に基づく熊本県環境基本指針で示されている「循環を基調とする環境調和型社会」の実現を目指して、総合的な廃棄物・リサイクル対策に取り組んでいくことが必要です。

本計画は、平成 12 年 6 月に改正された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第 5 条の 3 の規定に基づき、本県における廃棄物に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの産業廃棄物処理計画に代えて、一般廃棄物を含めた廃棄物全般に関する計画（「熊本県廃棄物処理計画」、以下「処理計画」という。）」として策定するものです。

### 2 計画の性格と役割

この計画は、事業者や生活者である県民一人ひとりが営む生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の「発生抑制」、「減量化・リサイクルの推進」、「適正処理」等の観点から、本県の廃棄物対策に関する施策の方向性を示し、県民、事業者及び行政それぞれの役割と責任のもとに、各主体の自主的な取り組みを推進し、協働して、本県における環境への負荷をできる限り少なくした「循環」を基調とする社会－「循環型社会」－を構築していくことを目指して策定します。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 ケ年とします。なお、国の廃棄物の減量化等の目標年次を考慮し、長期的な目標年次を平成 22 年度と想定します。

また、今後の経済社会情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等によっては、計画期間内にあっても必要な見直しを行うものとします。